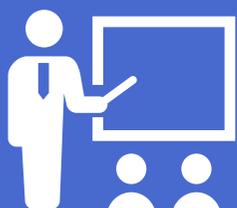


ガバナンス

国内グループにおける
行動規範教育の受講率



95%

税務リスク調査



四半期ごとに
グローバルで実施

過去3年間、
重大な情報セキュリティ事故



0件

マテリアリティ10 コンプライアンスの徹底	131
コンプライアンス	133
マテリアリティ11 コーポレート・ガバナンスの強化	137
コーポレート・ガバナンス	139
マテリアリティ12 リスクマネジメントの強化	141
リスクマネジメント	143
情報資産とサイバーセキュリティのリスクマネジメント	145

コンプライアンスの徹底



重要と考える理由

企業を取り巻くグローバルな社会情勢は急速に変化し続けています。いかに時代が移り変わろうとも、企業倫理、法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たしていく点に変わりはありません。

ひとたび不祥事が起これば、それに伴う信用失墜により企業存続の危機に瀕する例は枚挙にいとまがありません。このため、国際的なガイドラインや指針を踏まえ、不祥事を未然に防ぐのはもちろん、広い意味でのコンプライアンス体制を強化させ、適切なリスク評価や教育を併せて実施することが重要です。

コミットメント

「ニコン行動規範」は、「信頼と創造」の理念に基づくグループの基本的な規範です。ニコングループで働くすべての従業員が「ニコン行動規範」に基づき、日々の業務活動においてコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、常に高い倫理観を持って誠実、適切に判断し行動しなければなりません。この行動規範は、グローバルでガバナンスを強化し、国際社会の期待に応えていく礎でもあります。継続して行動規範を教育し定着を図り、法令遵守を含む誠実な行動により、コンプライアンス違反を防止し、社会の信頼に応える企業をめざします。

企業理念である「信頼と創造」を具現化させ、社会の持続的な発展に貢献していくために、私は「ニコン行動規範」の実践によるコンプライアンスの徹底を求め続けます。

代表取締役 兼 専務執行役員
経営管理本部長 小田島 匠

【活動方針】

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

【体制】

- コンプライアンス委員会

● 2022年度のマテリアリティに対する目標と実績

自己評価 ○:達成 △:着手したが未達成

2030年度目標	ニコンとして取り組むべきこと	関連するSDGs	対象範囲	2022年度目標	2022年度実績	自己評価
ニコン行動規範が定着し、法令遵守を含む誠実な行動を行うことで、社会からの信頼に応える企業となる	法令、規範、倫理の周知と教育の実施	16	国内ニコングループ	行動規範の既読率を90%以上とする	行動規範の教育を国内ニコングループで実施し、95%の受講率を達成	○
			ニコングループ	競争法に関するニコンの部門およびグループ会社に対して教育を実施する	ニコンおよびグループ販売会社において、競争法教育を実施	○
			国内ニコングループ	日本における内部通報制度の関係法令改正への対応	2022年6月の改正公益通報者保護法に対応し、「組織の長その他幹部」に係る事案に特化した外部窓口の増設や、倫理ホットライン運用規程の改定などを実施 改正公益通報者保護法の教育を実施するとともに、周知・徹底を行った	○

コンプライアンス

ニコン行動規範

従業員一人ひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践する具体的な規程が「ニコン行動規範」です。ニコングループでは、国内外の全従業員の「ニコン行動規範」の理解を促進するため、トップメッセージ、会社の思い、用語解説、Q&Aなどを加えて周知を図っています。この行動規範と解説は、16言語に翻訳してポータルサイトへ掲示することで、全従業員が誰でも必要なときに参照できるようにしています。なお、この行動規範および解説の内容は定期的に見直されています。

また、ニコングループでは、行動規範の遵守を徹底するため、ニコンの部責任者以上およびグループ会社の社長が、各担当組織における遵守に責任を持つことを、毎年、宣誓しています。



ニコン行動規範

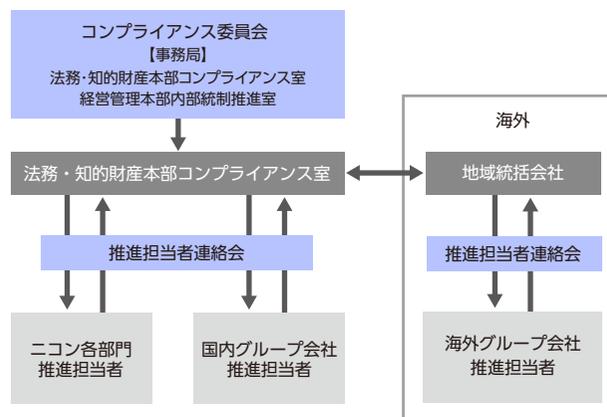
<https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/management/codeofconduct/>

体制

ニコングループでは、ガバナンスやリスク管理強化の観点から、リスク管理委員会の傘下にコンプライアンス委員会を設置しています。ニコンの代表取締役である経営管理本部長が委員長を務め、贈収賄防止など、コンプライアンス推進上の重点課題に関する施策を審議・決定しています。本委員会の事務局は、コンプライアンス推進活動を担う法務・知的財産本部コンプライアンス室と、経営管理本部内部統制推進室が共同で務めています。

コンプライアンスの推進活動は、図のような体制で実施しています。国内では、コンプライアンス室が、ニコン各部門および国内グループ各社のコンプライアンス推進担当者と連携し、連絡会の開催などを行っています。また、海外においては、地域統括会社を中心に海外グループ各社と協力し、現地の法

● コンプライアンス推進体制図(2023年4月1日現在)



令に違反するリスクに対応しています。さらに各国・各地域の文化、慣習、法規制に沿った取り組みを進めています。

倫理ホットライン(報告相談制度)

ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、この行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。

日本では、国内ニコングループ(非連結グループ会社を含む)統一の報告相談制度として、「倫理ホットライン」を設置しています。倫理ホットラインは、内部窓口と専門業者による外部窓口を設けています。外部窓口では、年末年始を除く毎日利用が可能です。また、国内においては、2022年度は、6月1日の改正公益通報者保護法の施行に伴い、「組織の長その他幹部」に關係する通報事案を取り扱う法律事務所による外部窓口を増設し、常勤監査等委員が対応しています。

海外では、原則、各グループ会社が自社内部窓口を設置しています。加えて、欧州・米州・アジア(韓国除く)では、専門業者による外部窓口をそれぞれ設置し、運用しています。外部窓口は、24時間365日、現地の言語での利用が可能です。

相談は、匿名でも可能です。行動規範の違反行為や潜在的な違反が報告された場合は、速やかに事実を調査し、解決策および再発防止策を講じています。調査は、原則として相談者および関係者から情報を収集し、客観的に問題を把握します。その上で、関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。対応にあたっては、守秘義務の徹底、プラ

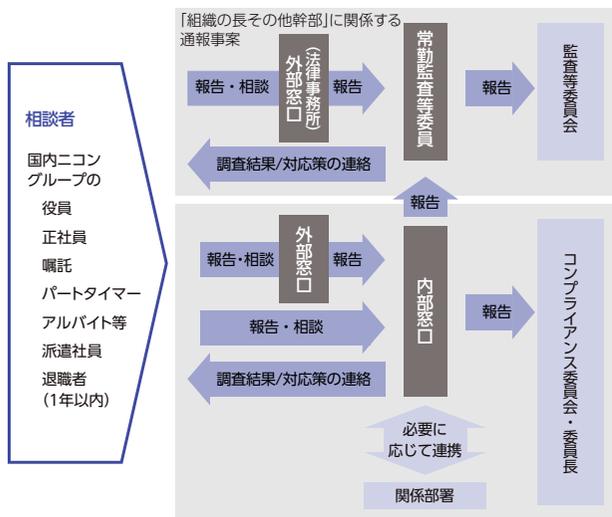
イバシーの保護、匿名性の確保や相談による不利益の防止など、人権に配慮して運営しています。

2022年度の利用件数はニコングループ全体で77件でした。「報告相談制度利用実績」の円グラフは、2022年度の通報・相談件数を分類別に表示したものです。

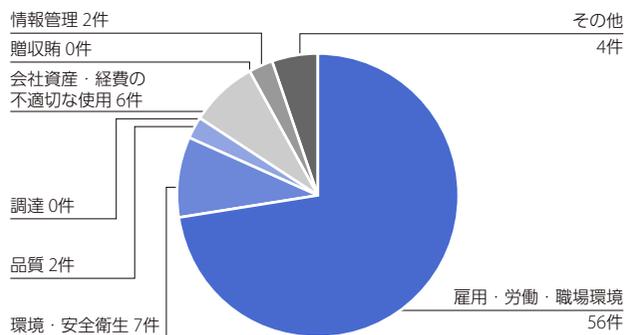
また、本報告相談制度が正しく機能しているか、倫理ホットラインを運営する事務局は、規程に基づく体制の整備および運用状況等についてコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。また、海外の運用状況についても、本委員会に報告しています。

ニコングループでは、全従業員が閲覧可能な行動規範の解説冊子やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

● 報告相談制度(国内)の流れ



● 2022年度の報告相談制度利用実績(相談件数)



※ 国内・海外の相談件数の合計値。昨年までの報告書では、国内の相談件数は相談窓口利用後に調査および対応を行った件数を報告していましたが、今回から、海外と定義をそろえ、相談窓口を利用した件数としています。

主な取り組み

グループの役員・従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。

2022年12月開催のコンプライアンス委員会では、ニコン常勤役員を含む委員23名を対象に、専門の弁護士によるコンプライアンスセミナーを開催しました。セミナーでは、コロナ禍に特有のコンプライアンス問題や情報管理などをテーマとしました。

従業員には、集合研修やeラーニングを利用した教育を実施しています。国内ニコングループにおいて、2022年度は、前年度の意識調査で「ニコン行動規範」の浸透度の低下を確認したことから、行動規範の教材を作成し、2023年3月にeラーニング教育を実施しました。そのほか、ニコン各部門および国内グループ会社のコンプライアンス推進担当者によるアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)、贈収賄防止、報告相談制度などの教育を各部門・各社の従業員に対して定期的に行いました。海外グループ会社においては、地域統括会社が主導し、行動規範の教育・浸透活動を継続的に実施しています。2022年度は、この行動規範の教育・浸透活動の中で、ハラスメントや差別防止、贈収賄防止、競争法違反防止などの教育を実施しました。

このほか、四半期ごとに発行するニコングループの全従業員に向けたサステナビリティのニュースレターの中で、世界で注目されているコンプライアンス関連のニュースを題材にして、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコンおよび国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2022年度は、国内・海外ニコングループを対象に意識調査を実施し17,704名が回答しました(回答率91.5%)。回答率は前回の2020年グローバル意識調査(90.2%)から微増しています。今回、仕事の熱意度、エンゲージメントをグローバルに比較できる質問を新たに設定するなど、従業員の実態を把握するための工夫も凝らしています。

この意識調査の結果は、2022年12月開催のコンプライアンス委員会に経年比較を交えて報告しました。また、ニコンの各部門およびグループ各社に調査結果とともに改善要望をフィードバックし、これをもとに各部門および各社は改善に取り組んでいます。

こうした取り組みを通じて、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しています。

贈収賄防止

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に発信するため、経営委員会の承認のもと「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。この方針を遵守するため、コンプライアンス室が統括し、海外の地域統括会社を中心に、地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、方針を遵守するために必要となる接待・贈答、寄付などに関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが、地域の特性を反映し、まとめられています。

具体的には、公務員に関連する支出などは、書面による申請・承認手続きを徹底し、ファシリテーションペイメントは原則禁止としています。また、仲介業者などの第三者との取引開始時、ニコン贈収賄防止方針を周知し、契約においては、贈収賄禁止に関する条項を定めることを原則としています。リスクが高いと判断される場合には、所定のチェックリストにより確認を行う体制としています。2022年度は、最新の社会動向を反映させるため、「贈収賄防止ガイドライン」の改定作業に着手しました。

コンプライアンス室と海外の地域統括会社は、贈収賄防止に関する手続きの周知や教育を継続的に実施しています。また、ニコングループ各社では、毎期末、自主点検シートにより贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2022年度は、ニコン各部門および国内グループ会社のコンプライアンス推進担当者による贈収賄防止に関する教育を各部門・各社の従業員に対して実施しました。また、米州、

欧州、韓国および香港の海外グループ各社においても、贈収賄防止に関する教育を実施しました。なお、ニコングループでは、本年度において贈収賄防止関連法令違反の事例は生じていません。



ニコン贈収賄防止方針

https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/governance/compliance/anti-bribery_policy.pdf

競争法違反防止

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。各国の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、毎年継続して教育を実施することで、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の防止に努めています。

競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコンのコンプライアンス室が担当し、国内ニコングループの教育も同室が担当しています。海外においては、各法務拠点および各グループ会社が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

2022年度においても、前年度に引き続き、国内ニコングループではeラーニングを実施し、海外においては各社の事業内容から想定されるリスクを踏まえた教育を実施しました。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2022年度、ニコングループにおける不正行為等に基づく重大な懲戒処分は計7件となり、それぞれ関係する当事者(8名)および管理監督者(8名)への処分が行われました。主な処分事由は、海外グループ会社における事業所内での盗難行為、情報漏えい行為、私生活上の違法行為等によるものでした。

なお、ニコンでは、不正行為の再発防止のため、ニュースレターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。